

温暖化防止森林づくり推進事業実施要領



(趣旨)

第1 この要領は、温暖化防止森林づくり推進事業（以下「本事業」という。）の実施に
関し、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及び
温暖化防止森林づくり推進事業補助金交付要綱（平成23年8月22日施行。以下「交
付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業計画)

第2 本事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、本事業の実施に当たって
は、当該実施年度における事業実施計画書を作成し、別に定める期日までに別記様式第
1号により、知事に協議するものとする。

2 知事は、前項の規定により事業実施主体から協議があったときは、その内容を審査の
上、承認の可否について決定するものとし、その旨を速やかに当該事業実施主体に通知
するものとする。

(対象要件等)

第3 本事業の対象要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 温暖化防止間伐推進事業

ア 原則として、国庫補助対象の森林ではないこと。また、過去5年以内に補助事業
による間伐又は除伐（通常）を実施していないこと。

イ 間伐率（本数）は、20%以上とする。また、伐倒木を林外に搬出しない場合は、
一定の長さに玉切りの上、流出しないように集積するか、移動等しないよう等高線
に平行に存置すること。

ウ 除伐（通常）は、不用木を全て伐採すること。また、除伐（つる繁茂）は、施行
地内の造林木の生長を阻害するおそれのあるつる性植物を全て除去又は除草剤によ
り枯殺すること。

エ 除伐は、事業計画の協議時に必要性が認められた場合のみ補助の対象とする。（任
意様式）

オ 1 施行地当たりの面積は、0.1ha以上とする。

なお、間伐又は除伐が実施されていない箇所であって、1箇所の面積が0.01ha以
上であるものは除地とし、施業図にその位置及び面積を記載するとともに、補助対
象面積には含めないものとする。

カ この要領における森林作業道等の改良は、既存作業道における排水処理機能や木
材搬出機能等の向上を目的とした構造物の設置等とする。また、補修は、維持管理
や、台風等の自然災害により被災した作業道の修繕及び復旧とする。

キ 森林作業道等の開設、改良及び補修（以下「改良等」という。）は、間伐と一
体的に実施するものに限る。ただし、同予定地近接箇所の間伐予定がある箇所で、一
体的に路網を整備する場合にあっては、この限りでない。

ク 森林作業道の開設及び改良は、本要領に特段の定めがない場合を除き、宮城県森

林作業道作設指針(平成23年6月30日施行)及び宮城県森林作業道実施基準(平成23年6月30日施行)(以下「作設指針等」という。)に基づくものとする。ただし、作設指針等に基づかない耐久性の高い作業道を作る場合にあっては、この限りでない。

- ケ 本項(1) クただし書きの規定による作業道については、開設する全延長にわたって切取法高1.5m以下の直切り、幅員2.0m以上及び路体全体をおおむね1m程度の深さで掘削し、天地返しを行った上で締固めるものとする。
- コ 森林作業道等の改良等は、開設と同一路線内とし、その事業費は5万円以上のものに限る。
- サ 森林作業道等の改良等は、本事業において開設した森林作業道等であって、開設した年の翌年度から起算して3年以上を経過したものであること。ただし、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道等の復旧のために行われる場合は、経過年数の要件は適用しないものとする。
- シ 横断排水工の設置間隔は50mを標準とし、現地状況に応じて適宜変更できるものとする。また、「横断排水工あり」の単価による補助の対象延長は、全長を上限として、「設置箇所数×50m」とする。
- ス 部分的に路面工を施工した場合には、当該延長についてのみ「路面工あり」の単価を適用する。

(2) チャレンジ!みやぎ500万本造林事業

- ア 事業実施主体が市町村の場合、市町村有林に限る。
- イ 造林未済地での植栽は、集落周辺や主要道路及び鉄道等の近接地、水源等の周辺を優先して計画するものとする。
- ウ 1箇所当たりの面積は、0.01ha以上とする。
- エ 下刈りは原則1回刈りとし、3回目まで、かつ6年生以下を補助の対象とする。なお、2回刈り、4回目以降又は7年生以上10年生以下の下刈りについては、事業計画の協議時に必要性が認められた場合のみ補助の対象とする。
- オ 低コスト再造林の実践提案は、知事が別に定める基準に従うものとする。
- カ 事業実施後、森林所有者等によって、下刈り等の保育管理が適切に実施されると見込まれているものとする。
- キ 人工造林の実施後に獣害被害が確認された場合、事業主体は被害状況を確認するとともに、獣害対策(防鹿柵等)を速やかに実施するものとする。なお、500本/ha以上の獣害により残存木が1,000本/ha未満となった場合は、防鹿柵等の設置と併せて、残存木数が1,000本/ha以上となるよう補植を実施するものとする。

(3) ナラ林等保全対策事業

- ア ナラ枯れの被害を受けている林分及びその周辺2km以内の林分で事業を実施する場合は「宮城県ナラ枯れ被害対策推進方針」及び「ナラ枯れ被害材利用ガイドライン」を遵守するものとする。
- イ ナラ枯れ駆除事業は、地域森林計画対象森林及び公園等で倒木による危険がある

場所で知事が認める場所において発生したナラ枯れ被害木の駆除を行う場合に限る。

ウ ナラ林更新伐は、地域森林計画対象森林において、被害を受けやすい高齢・大径木林の積極的な利用と更新を促し、森林の若返りを図ることを目的とした伐採を行う森林を対象とする。

なお、事業地について、ナラ類以外の樹種が混交する森林については、ナラ類が上層木の本数率でおおむね40%を超えて構成される森林を対象とすることとし、1ha当たり1箇所以上のプロット(10m×20mの大きさ)を取り確認することとする。

エ ナラ林更新伐は、伐採率は70%以上を基本とする。また、伐採高は萌芽更新の促進及びナラ枯れ被害予防対策の観点から、原則として30cm以下とすること。

オ ナラ林更新伐は、事業実施主体は、「天然更新完了基準」に基づく更新がなされるよう、必要に応じて更新補助作業を実施する等して、伐採跡地の更新に努めること。

カ ナラ林更新伐に係る森林作業道等の開設は、ナラ林更新伐と一体的に実施するものに限る。

なお、本項第3クに基づいて事業を実施するものとする。

キ ツヤハダゴマダラカミキリ駆除事業は、地域森林計画対象民有林又は被害を放置した場合、地域森林計画対象民有林へ被害が及ぶことが懸念される場所において発生した被害木の駆除を行う場合に限る。

(4) マツ林景観保全事業

ア 松くい虫被害材の搬出利用等は、景勝地、公園、史跡及び寺社等、地域の景観上重要な箇所とし、遊歩道や散策路及び施設周辺の被害材を搬出利用等するものとする。

イ 腐朽が進む等利用不可能な被害材は現地での破碎処理も可能とするが、全処理量の半数以上が搬出利用できる箇所を優先して計画するものとする。

(数量の管理等)

第4 事業実施主体は、面積及び森林作業道の延長等の数量について、実測又は精度の高い既存の図面により管理することを原則とする。

なお、以下の方法で実施する場合については、記載事項に留意すること。

(1) ポケットコンパス等による測量

ア 測点、方位角、高低角、斜距離、起点(BP)を測量野帳(別記様式第16号の例による。)にとりまとめること。

イ 各測点に測点番号を表示した測点杭等を設置すること。

(2) G NSS測量

ア ±1m以下(RMS又は2DRMS)の測位精度を有するG NSS受信機(以下「受信機」という。)であり、DGPS等の補正方式を有した受信機を使うこと。

なお、機器メーカーや第三者機関等による定期的な検定により、測位精度が担保

された受信機とすること。

- イ 受信機の電源投入後は1分間以上その場で待機し、衛星情報を十分に取得した後に観測を行い、観測時の捕捉衛星数が7衛星以上であることを確認する。
- ウ 観測時のDOP値（PDOP又はHDOP）が2以下、1測点につき、データ取得間隔は1秒、観測回数は10エポック以上であることを確認する。また、観測時の精度が±3m以下（RMSE又は2DRMS）であることを確認する。
- エ 観測結果は、測量野帳（別記様式第17号の例による。）にとりまとめること。

(3) UAV（ドローン等）による写真測量

- ア 地上画素寸法が30mm/画素以下となる対地高度で撮影するよう努めるものとする。
ただし、当該高度で安全を確保できない場合は、地上画素寸法は任意とする。
- イ 撮影前に精度確認用の検証点（対空標識）を撮影区域内の上空の開けた箇所に、
2m以上の間隔で2箇所以上設置し、座標値を観測すること。
なお、座標値の観測が困難な場合は検証点間距離を計測する。また、基準点等の既知点に検証点を設置する場合は、座標値の観測は不要とする。
- ウ 森林作業道については、始終点に目印（対空標識等）を設置するよう努めるものとする。
- エ 撮影した写真によりオルソ画像を作成する。また、オルソ画像と併せて3次元点群データを作成するよう努めるものとする。
- オ 精度を確認するため、GIS等によりオルソ画像上の検証点2点の座標値又は検証点間距離を確認し、現地で確認した検証点の座標値又は検証点間距離との比較を行うこと。ただし、許容される誤差は、座標値で3m以下、検証点間距離で5/100以下とする。
- カ UAVの離着陸箇所と撮影区域が離れており、撮影区域における検証点の設置が困難な場合は、イ及びオを省略することができる。
- キ 観測結果は、測量野帳（別記様式第18号の例による。）にとりまとめること。
なお、データの参照座標系は平面直角座標系（JGD2011）の第10系、面積又は延長の計測は平面直角座標（デカルト座標）により実施するよう努めること。

(4) 精度の高い既存の図面の利用

- ア 現地で測点杭等が確認できないときは、検査員から求められた場合等、必要に応じて、現地で主要測点を復元するものとする。
- イ 申請面積と図面の面積に差異がある場合には、原則として実測し、各測点に測点番号を表示した測点杭等を設置すること。

（写真の撮影等）

第5 事業実施主体は、現地写真を撮影し管理するとともに、完成写真として取りまとめ交付要綱に基づく事業実績報告書又は事業完了報告書（以下「事業実績報告書等」という。）に添付するものとする。

- (1) 写真撮影に当たっては、原則として写真データにGPS等による位置情報が記録されるよう撮影すること。
- (2) 事業実施前、事業実施中及び事業完了後の状況写真は施行地ごとに撮影するもの

とする。

- (3) 写真の撮影方法等は、原則として、施行年度、事業箇所及び施業内容（事業種、面積・延長、間伐率等を含む）を明記した黒板等を入れ撮影する方法とし、撮影位置及び方向を申請図面に記入する。
- (4) 測点にはポール又は測棹を置き、延長、幅、高さ等が確認できるよう撮影するものとする。
- (5) 事業実施前及び完了後の全景写真は、同一箇所から全景が確認できるよう撮影するものとする。
なお、施行地の位置、区域及び現地状況が確認できる空中写真も可とする。
- (6) 写真には必要に応じ説明文を付すとともに、ソフトウェア等を活用し適正に管理、保存するよう努めるものとする。
- (7) 第3（1）キただし書きに規定する作業道については、掘削深さがおおむね1m以上であることが分かるよう撮影すること。また、延長のおおむね50mに1か所以上撮影すること。

（交付決定前着手）

第6 本事業への着手は、原則として規則第6条に規定する補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業実施主体が、やむを得ない事由により交付決定前に本事業に着手する必要がある場合において、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第2号）により知事に届け出たときは、この限りでない。

（事業計画の変更）

第7 事業実施主体は、補助金の交付決定前に、既に承認された本事業の実施計画の内容を変更しようとするときは、別記様式第3号により知事に協議し、その承認を受けるものとする。

（事業の完了）

第8 事業実施主体は、事業種目及び契約ごとの事業完了について、別記様式4号により所轄する地方振興事務所長又は地域事務所長（以下「所長」という。）に報告するものとする。ただし、交付要綱に基づき、事業実績報告書等を提出した場合は、この限りでない。

（事業の確認調査）

第9 所長は、事業実績報告書等を受理したときは、次により確認調査を行うものとする。

- (1) 確認調査を行う職員（以下「調査員」という。）は、所長が命ずる職員とする。
- (2) 所長は、確認調査を行おうとするときは、別記様式第5号により事業実施主体に通知するものとする。
- (3) 確認調査は、事業実施主体が立会いの上で、行うものとする。
- (4) 確認調査の結果、当該確認調査対象地がこの要領の規定に適合しないものであるときは、完了と認めず、当該確認調査の対象事業年度内で調査員が定める期間内に

手直しを命じ、再調査を行うものとする。

- (5) 調査員は、調査後速やかに、間伐等にあっては別記様式第6-1号、植栽等にあっては別記様式6-2号、ナラ林等保全対策事業にあっては別記様式第6-3~5号、マツ林景観保全事業にあっては別記様式第6-6号、森林作業道等の整備にあっては別記様式第8号に結果を記入し、別記様式第7号の確認調査復命書により所長に報告するものとする。

(事業の繰越)

第10 事業実施主体は、本事業が当初の実施年度内に完了できないと判断した場合は、別記様式第14号により、知事に当該事業の年度繰越（以下「繰越」という。）の申請をし、その承認を受けるものとする。

- 2 事業実施主体は、前項に規定する繰越の承認を受けた場合で、かつ、年度内の出来高がある場合は、当該承認を受けた事業に係る年度内の出来高検査を実施し、その結果を別記様式第15号により知事に報告するとともに、所長により確認を受けるものとする。

(その他事務手続)

第11 次の各号に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 実施設計書の協議

ア 森林作業道等の整備について、事業実施主体は、事業計画に基づき実施設計書を作成し、別記様式第9号により所長に協議するものとする。

イ 実施設計書の承認等

所長は、アの規定により事業実施主体から協議のあった実施設計書の審査に当たっては、別記様式第10号による設計審査書を作成するものとし、当該審査の結果、適正と認められる場合は、別記様式第11号により当該事業実施主体に実施設計書の承認を行うとともに、速やかに別記様式第12号によりその旨を水産林政部長に報告するものとする。

(2) 変更設計書の協議等

ア 変更設計書の協議等

事業実施主体は、事業に着手した後に設計変更の必要が生じ、森林作業道等整備事業で、次に掲げる変更事由のいずれかに該当する場合は、速やかに別記様式第13号により所長に協議するものとする。

a 事業内容（延長の増減）が30%を超える変更。ただし、森林作業道等の整備を中止する場合は除く。

b 要綱第4(1)に規定する経費の配分の変更

イ 変更設計書の承認

所長は、事業実施主体から協議された変更設計書の承認に当たっては、前号イに準じ手続を行うものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第12 事業実施主体がこの要領により知事に提出する書類の部数は各1部とし、その提出に当たっては、所長を経由するものとする。

(その他)

第13 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年8月22日から施行し、平成23年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、平成24年度から平成27年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年3月16日から施行し、平成23年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、平成24年度から平成27年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成24年6月6日から施行し、平成24年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、平成25年度から平成27年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、平成26年度から平成27年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、平成23年度から平成27年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、平成28年度から平成32年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助金に係る事業に適

用する。

- 2 この要領は、平成30年度から平成32年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。
- 3 改正後の要領は、この要領の施行の日以後に着手する事業の実施について適用し、同日前に着手した事業の実施については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、平成31年度から平成32年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。
- 3 改正後の要領は、この要領の施行の日以後に着手する事業の実施について適用し、同日前に着手した事業の実施については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、平成32年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。
- 3 改正後の要領は、この要領の施行の日以後に着手する事業の実施について適用し、同日前に着手した事業の実施については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、令和3年度から令和7年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。
- 3 改正後の要領は、この要領の施行の日以後に着手する事業の実施について適用し、同日前に着手した事業の実施については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和3年10月13日から施行し、令和3年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、令和3年度から令和7年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。
- 3 改正後の要領は、この要領の施行の日以後に着手する事業の実施について適用し、同日前に着手した事業の実施については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、令和4年度から令和7年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。
- 3 改正後の要領は、この要領の施行の日以後に着手する事業の実施について適用し、同日前に着手した事業の実施については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年3月24日から施行し、令和5年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、令和6年度から令和7年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。
- 3 改正後の要領は、この要領の施行の日以後に着手する事業の実施について適用し、同日前に着手した事業の実施については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金に係る事業に適用する。
- 2 この要領は、令和7年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に係る事業にも適用するものとする。
- 3 改正後の要領は、この要領の施行の日以後に着手する事業の実施について適用し、同日前に着手した事業の実施については、なお従前の例による。

別記様式第1号

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

又は 市町村長氏名
所在地
団体名
代表者氏名

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）実施計画について（協議）

このことについて、別添事業実施計画書のとおり実施したいので、協議します。

記

[添付書類]

- 1 実施計画表（別紙1－1号）
- 2 その他

（ ）には事業名を記載すること。

別記様式第2号

交付決定前着手届

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名
又は 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で承認されました 年度温暖化防止森林づくり推進事業 () 実施計画に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

- 1 着手予定年月日
- 2 交付決定前着手を必要とする理由
- 3 条件
交付決定通知を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。

() には事業名を記載すること。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名
又は 所在地
団体名
代表者氏名

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）実施計画の変更について
(協議)

年 月 日付け 第 号で承認のありました事業実施計画について、別添のとおり変更したいので協議します。

記

変更理由

[添付書類]

(別記様式第1号による添付書類を準用し、当初計画を上段書きし、変更計画を下段書きする。)

()には事業名を記載すること。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

地方振興事務所長 殿

市町村長氏名
又は 所在地
団体名
代表者氏名

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）の完了について（報告）

このことについては、下記のとおりです。

記

区分		事項
事業種目		
事業主体		
施行箇所		
事業内容		
事業費	総事業費	円
	補助対象経費	円
交付金		円
施行方法		
期間	着手年月日	
	完成年月日	

添付書類

（実績報告書添付書類に準じる。）

（ ）には事業名を記載すること。

別記様式第5号

番 号
年 月 日

事 業 実 施 主 体 殿

○ ○ ○ 所 長

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）の確認調査の実施
について（通知）

このことについて、下記により実施しますので、関係者の立会いについて配慮願います。

記

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 実 施 日 時 | 年 月 日 () |
| 2 実 施 場 所 | |
| 3 調査員職・氏名 | 職 氏名 |
| 4 調 査 事 項 | 書類調査・現地調査 |
| 5 そ の 他 | |

() には事業名を記載すること。

別記様式第6－1号

温暖化防止森林づくり推進事業（間伐等）確認調査調書

事業実施主体：									調査年月日					
									調査員氏名					
									立会者氏名					
区分	実施箇所名	林小班			樹種	林齡	面積(ha)	伐採率(%)	補助単価(円)	総事業費(円)	補助対象経費(円)	補助金(円)	現地調査	検査結果
		林班	小群	小班										
小計														
合計														

※ 区分は保育間伐、搬出間伐、除伐（通常）又は除伐（つる繁茂）を記載し、それぞれの面積、事業費及び補助金の小計と、全体の合計を記載すること。

現地調査欄には、現地調査を省略した場合のみ記載する。

事業実施主体：

調査年月日
調査員氏名
立会者氏名

区分	実施箇所名	林 小 班			樹種 (苗木の種類)	ha当たり 植栽本数	林齢	下刈 回数	補助単価 (円)	面積(ha) 又は 延長(m)	総事業費 (円)	補助対象 経費(円)	補助金 (円)	現地 調査	検査 結果
		林班	小班群	小班											
小計															
合計															

※ 区分は「造林未済地等の植栽」、「低コスト再造林の実践提案」、「食害対策防護柵」、「忌避剤」又は「下刈り」のいずれかを記載すること。

樹種は樹種名を記載し、裸苗・花粉の少ない苗木、裸苗、コンテナ苗・花粉の少ない苗木又はコンテナ苗のいずれかを括弧内に記載すること。

該当する林小班が無い場合は、隣接する林小班等を記載すること。

現地調査欄には、現地調査を省略した場合のみ記載する。

検査結果欄には、不合格の場合のみ記載する。

事業実施主体 :						調査年月日		
						調査員氏名		
						立会者氏名		
駆除区分	作業種	処理本数 (本)	処理材積 (m ³)	補助単価 (円)	事業費 (円)	補助金 (円)	現地調査	検査結果
小計								
合計								

※ 駆除区分欄、作業種欄の記載については、次頁の注釈を参照。
 現地調査欄には、現地調査を省略した場合のみ記載する。
 検査結果欄には、不合格の場合のみ記載する。

(ア) の注釈 1. 駆除区分欄には、該当する番号を記入する。

- ① 立木くん蒸
- ② 伐根くん蒸
- ③ 伐倒くん蒸
- ④ 破碎
- ⑤ 炭化
- ⑥ 焼却

2. 作業種欄には、該当する番号を記入する。

【立木くん蒸、伐根くん蒸】

- ① 移動時間 30 分以内 (傾斜度 30 度未満)
- ② " (傾斜度 30 度以上)
- ③ 移動時間 30 分以上 (傾斜度 30 度未満)
- ④ " (傾斜度 30 度以上)

【伐倒くん蒸・破碎・炭化・焼却】

- ⑤ 立木 1 種駆除 : 林道からの距離 100m 未満かつ傾斜度 30 度未満
- ⑥ 立木 2 種 (A) 駆除 : 林道からの距離 100m 未満かつ傾斜度 30 度以上または林道からの距離 100m 以上 300m 未満
- ⑦ 立木 2 種 (B) 駆除 : 林道からの距離 300m 以上
- ⑧ 立木 2 種特殊駆除 : 建物等に隣接するなど人畜に被害が及ぶ恐れのある作業が複雑困難な箇所

別記様式第6－4号 温暖化防止森林づくり推進事業（ナラ林等保全対策【ナラ林更新伐（面積補助・材積補助）・作業道整備】）確認調査書

事業実施主体：							調査年月日				
							調査員氏名				
							立会者氏名				
区分	実施箇所名	林小班			面積 (ha) 又は 材積 (m³)	延長 (m)	補助単価 (円)	事業費 (円)	補助金 (円)	現地調査	検査結果
		林班	小班群	小班							
小計											
合計											

※ 区分は「更新伐（面積）」、「更新伐（材積）」又は「作業道整備」のいずれかを記載すること。

実施面積・材積については、林小班ごとに記載すること。ただし、一体として実施する場合は、合計値で記載することも可とする。

単価、事業費及び補助金について、箇所ごとに異なる場合は、箇所ごとに記載すること。

現地調査欄には、現地調査を省略した場合のみ記載する。

検査結果欄には、不合格の場合のみ記載する。

事業実施主体：							調査年月日				
							調査員氏名				
							立会者氏名				
区分	実施箇所名	林小班			樹種	処理本数 (本)	処理材積 (m ³)	事業費 (円)	補助金 (円)	現地調査	検査結果
		林班	小班群	小班							
小計											
合計											

※ 区分欄は、「伐倒駆除」を記載する。

現地調査欄には、現地調査を省略した場合のみ記載する。

検査結果欄には、不合格の場合のみ記載する。

別記様式第6－6号 溫暖化防止森林づくり推進事業（マツ林景観保全（松くい被害材搬出利用））確認調査調書

事業実施主体：					調査年月日									
					調査員氏名									
					立会者氏名									
(ア) 搬出等実績					事業費 (円)	補助金 (円)	現地調査	検査結果						
実施箇所名	林小班			面積 (ha)					計画搬出 材積(m ³)	計画破碎 材積(m ³)				
	林班	小群	小班											
合 計														

(イ) 利用実績

計画納入先	住 所	納入材積 (m ³)	現地調査	検査結果

※ (ア) で該当する林小班が無い場合は、実施箇所の地番等を記載すること。

現地調査欄には、現地調査を省略した場合のみ記載する。

検査結果欄には、不合格の場合のみ記載する。

別記様式第7号

補助事業確認調査復命書（履行調査・実態調査）

年　月　日

知事（公所長） 殿

調査員

職・氏名

職・氏名

下記のとおり補助事業確認調査を実施したので復命します。

記

1 事業名

2 事業箇所

3 事業費 補助金額

4 実施日時 年　月　日

5 立会者職・氏名 職 氏名

6 調査の方法 書類の調査・現地調査

7 調査結果概要 別紙調書のとおり

(別記様式第8号)

温暖化防止森林づくり推進事業（森林作業道等整備）確認調書

事業名											
施行箇所											
路線名											
申請者											
実施主体											
工 期	着手月日	：	年	月	日	完成月日	：	年	月	日	
工事内容	総延長	m	幅 員				m				
	横断排水工	箇所	敷砂利(延長)				m				
	天地返し 有 無		敷砂利 (厚さ)				cm				
区分	金額		m単価		備考						
総事業費					※事業費の内訳は別紙のとおり						
消費税相当額											
補助対象経費											
補助金額	円 (1. 0 m当)						円)				
適 否											
調査年月日	年	月	日	調査員職氏名				立会者職氏名			

添付書類

- 1 位置図
- 2 平面図
- 3 標準横断図（構造図）
- 4 積算内訳書

別記様式第9号

番 号
年 月 日

地方振興事務所長 殿

市町村長氏名
又は 所在地
団体名
代表者氏名

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）の実施設計書について
(協議)

このことについて、別添設計書のとおり実施したいので協議します。

（ ）には事業名を記載すること。

市町村名	
実施年度	

年度
温暖化防止森林づくり推進事業（ ）
実施設計書

設 計	所 属 機 関	氏 名

別記様式第10号

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）審査書

決 裁	部長		

審　查　者	事務所	職　氏　名	
事業実施主体		施工箇所	
事　業　種　目		工　　　種	
年度別計画承認	年　月　日	実施設計書協議月日	年　月　日
審　查　年　月　日	年　月　日		
区　分	事　業　費	事業内容（数量等）	
事　業　承　認　額	円		
実　施　設　計　額	円		
設計概要			
事業量（明細表等を基に数量等を記載すること。）			
審査概要			
計画変更の有無： 有 無			
事業承認内容との相違 (実施設計書／事業承認額)			
審　查　結　果			

(）には事業名を記載すること。

別記様式第10-1号

年度温暖化防止森林づくり推進事業()変更設計審査書

決 裁	部長		

審　查　者	事務所	職　氏　名	
事業実施主体		施工箇所	
事業種目		工　　種	
年度別計画承認	年　月　日	実施設計書協議月日	年　月　日
交付金交付指令	年　月　日	宮城県(森整)第　　号	
審査年月日	年　月　日		
区分	事業費	事業内容(規模又は数量等)	
事業承認額	円		
実施設計額	円		
設計概要			
事業量(明細表等を基に数量等を記載すること。)			
審査概要			
変更設計該当要件 変更の内容及び増減割合 (実施設計書／事業承認額)			
審　查　結　果			

()には事業名を記載すること。

別記様式第11号

番 号
年 月 日

申請者 殿

宮城県 地方振興事務所長

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）の実施（変更）設計書
について（承認）

年 月 日付け 第 号で協議のありました下記事業については、承認します。

記

事業種目

（ ）には事業名を記載すること。

別記様式第12号

番 号
年 月 日

水産林政部長 殿

地方振興事務所長

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）の実施（変更）設計書
について（報告）

年 月 日付け 第 号で協議のありました下記事業については、別紙のとおりです。

記

1 事業種目

2 添付書類

- (1) (変更) 設計書審査書写し
- (2) その他関係資料等

() には事業名を記載すること。

別記様式第13号

番 号
年 月 日

地方振興事務所長 殿

又は 市町村長氏名
所在地
団体名
代表者氏名

年度温暖化防止森林づくり推進事業（ ）の変更設計書
について（協議）

年 月 日付け 第 号で承認されました下記事業について、別添変更設計書の
とおり変更したいので協議します。

記

- 1 事業種目
- 2 添付書類
変更設計書 1部

（ ）には事業名を記載すること。

別記様式第14号

年度温暖化防止森林づくり推進事業（※）繰越承認申請

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長氏名
又は 住所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（森整）指令第 号で交付決定されました 年度温暖化
防止森林づくり推進事業（※）について、下記のとおり繰越ししたいので、承認され
るよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 繰越の理由
- 2 繰越計画の事業の内容及び経費の配分 別紙14-1号のとおり
- 3 事業完了予定年月日 年 月 日
- 4 収支予算 別紙14-2号のとおり
- 5 理由書及び工程表 別紙14-3号のとおり

(注) ※には交付要綱別表の事業種目を記載すること。

別記様式第15号

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

又は

市町村長氏名
住所
団体名
代表者氏名

年度温暖化防止森林づくり推進事業（※）の年度内完成について（報告）

年 月 日付け 第 号で繰越承認の通知がありました本事業に係る年度内完成状況については、下記のとおりです。

記

- 1 事業の内容及び経費の配分 別紙14-1号のとおり
- 2 事業完了予定期限 年 月 日
- 3 収支精算 別紙15-1号のとおり
- 4 添付書類

(注) 1 ※には交付要綱別表の事業種目を記載すること。

2 添付書類には、出来高検査復命書写し、写真等の出来高が確認できる書類とともに、工事の施工等にあっては出来高設計書を添付するものとする。

(別記様式第16号)

測量野帳（コンパス測量）

事業地名 :	X 累計	mm
測定者 :	Y 累計	mm
測定年月日 : 年 月 日	水距累計	mm
林小班:	高度累計	mm
事業種:	精度	/
	面積	ha

注1:事業地名は、字（大字）・地番を記載する。

注2:面積の単位は ha とし、小数点以下第3位を切り捨てて第2位に止める。

注3:角度の単位は度とする。長さの単位はmとし、小数点以下第2位を切り捨て第1位に止める。

(別紙様式第17号)

測量野帳(GNSS測量)

事業地名		年月日	
測地系		林小班	
測定者		事業種	

年号〇〇年〇〇月〇〇日

事業主体名：〇〇〇〇

UAV（ドローン）による写真測量野帳

1 写真測量の実施時期（該当を丸で囲む）：施業実施前 施業実施後

2 市町村名：〇〇市町村

3 事業名：

4 現地における検証点の確認方法（該当を丸で囲むこと）

(1) 基準点等の既知点の座標値を採用

(2) トータルステーションによる座標値計測

(3) GNSS 受信機による座標値計測（ハンドヘルド型受信機やドローンによる測位を含む）

(4) 検証点間距離の実測

5 精度確認結果（(1) と (2) のいずれかに記載すること）

(1) 座標値

イ 検証点1

	①検証点の座標値（現地計測又は既知点）	②写真測量による検証点の座標値	①と②の間の距離 (m)
経度又はX			
緯度又はY			

ロ 検証点2

	①検証点の座標値（現地計測又は既知点）	②写真測量による検証点の座標値	①と②の間の距離 (m)
経度又はX			
緯度又はY			

※経度・緯度は十進法で記載するよう努める。

※許容範囲：①と②の間の距離（m）が3m以下であること。

なお、国土地理院による測量計算サイト（距離と方位角の計算）等により計算し、小数点第2位まで記載すること（小数点第3位を四捨五入）。

(2) 検証点間距離の実測

①現地における計測値 (m)	②写真測量による計測値 (m)	①-②	基準値 (①*0.05)

※許容範囲：①と②の差が「①*5/100」以下であること。

なお、小数点第2位まで記載すること（小数点第3位を四捨五入）。

別記様式第 18 号

6 写真測量に用いたオルソ画像、GIS データ及び検証点の位置

※オルソ画像を添付する。

※施行区域全体が把握できるオルソ画像に、施行区域の GIS データを重ね合わせたものを添付する。

※検証点の位置を、赤丸で明示する。

※スクリーンショットも可とする。

7 施行区域の面積又は延長

$$A = \text{○○.○○} \text{ha} \quad (L = \text{○○.○○} \text{m})$$

※6、7については、当該事項が明示された帳票等を整理する場合、記載を省略できるものとする。

8 その他管理資料

検証点の座標値（現地計測又は既知点）の根拠資料

※測量の結果（点の記）、帳票、座標値が表示されている画面のスクリーンショット等

年号〇年〇月〇〇日

事業主体名：〇〇森林組合

UAV（ドローン）による写真測量野帳（作成例）

- 1 写真測量の実施時期（該当を丸で囲む）： 施業実施前 施業実施後
- 2 市町村名：〇〇市
- 3 事業名：温暖化防止間伐推進事業
- 4 現地における検証点の確認方法（該当を丸で囲むこと）
- (1) 基準点等の既知点の座標値を採用
- (2) トータルステーションによる座標値計測
- (3) GNSS 受信機による座標値計測（ハンドヘルド型受信機やドローンによる測位を含む）
- (4) 検証点間距離の実測

5 精度確認結果（(1) と (2) のいずれかに記載すること）

(1) 座標値

イ 検証点1

	①検証点の座標値（現地計測又は既知点）	②写真測量による検証点の座標値	①と②の間の距離 (m)
経度又は X	38.58708934	38.58708924	0.04m
緯度又は Y	141.33726540	141.33726588	

ロ 検証点2

	①検証点の座標値（現地計測又は既知点）	②写真測量による検証点の座標値	①と②の間の距離 (m)
経度又は X	38.58707855	38.58707837	0.03m
緯度又は Y	141.33728357	141.33728374	

※経度・緯度は十進法で記載するよう努める。

※許容範囲：①と②の間の距離（m）が3m以下であること。

なお、国土地理院による測量計算サイト（距離と方位角の計算）等により計算し、小数点第2位まで記載すること（小数点第3位を四捨五入）。

(2) 検証点間距離の実測

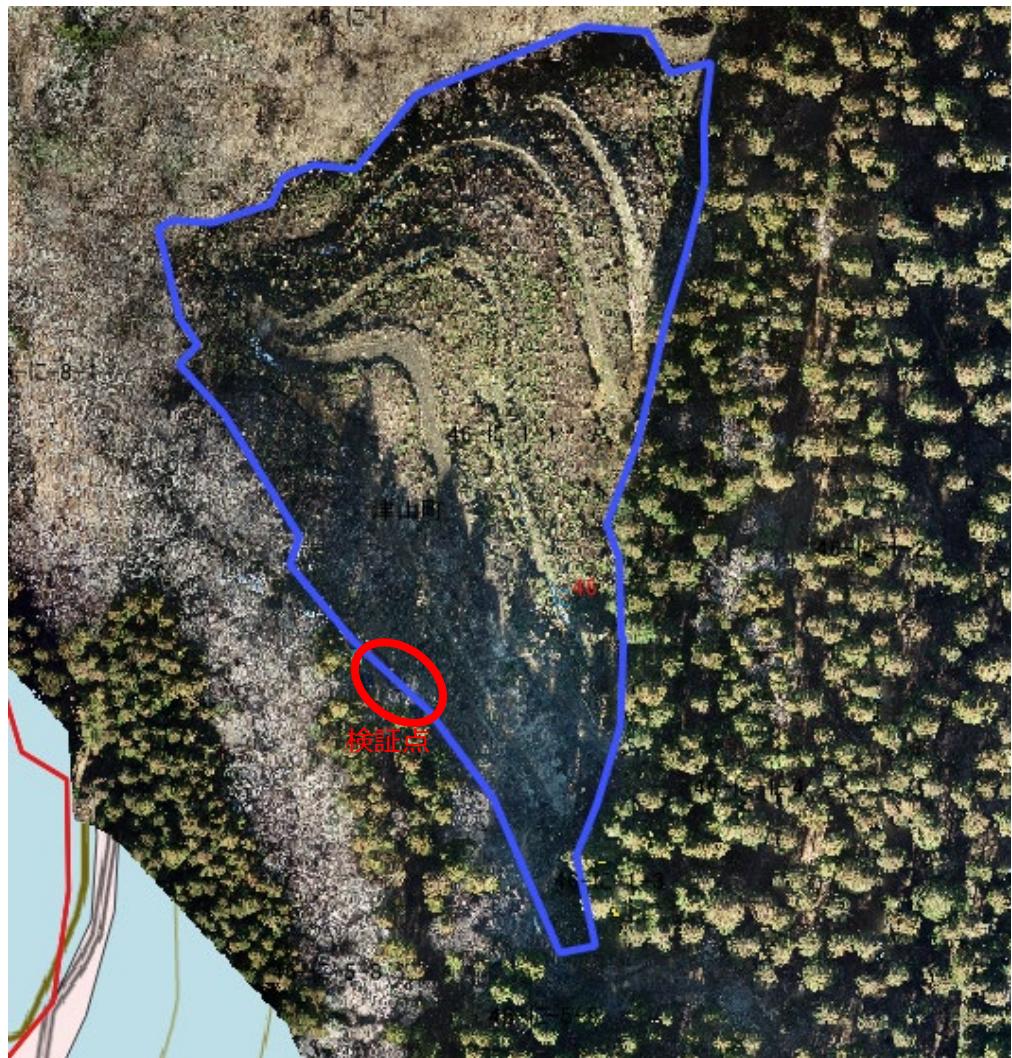
①現地における計測値 (m)	②写真測量による計測値 (m)	①-②	基準値 (①*0.05)

※許容範囲：①と②の差が「①*5/100」以下であること。

なお、小数点第2位まで記載すること（小数点第3位を四捨五入）。

別記様式第 19 号

6 写真測量に用いたオルソ画像、GIS データ及び検証点の位置



※施行区域全体が把握できるオルソ画像に、施行区域の GIS データを重ね合わせたものを添付する。

※検証点の位置を、赤丸で明示する。

※スクリーンショットも可とする。

7 施行区域の面積又は延長

$$A=1.25\text{ha}$$

※6, 7については、当該事項が明示された帳票等を整理する場合、記載を省略できるものとする。

8 その他管理資料

検証点の座標値（現地計測又は既知点）の根拠資料

※測量の結果（点の記）、帳票、座標値が表示されている画面のスクリーンショット等

別紙1－1号

年度温暖化防止森林づくり事業（ ）実施計画表

実施主体	事業種	施行箇所	事業内容	数　量	総事業費（円）	補助対象経費（円）	補助金（円）	備　考

(注) 1 () には事業名を記載すること。

2 事業に応じて、様式1－1から様式1－7を添付すること。

3 「造林未済地等への植栽」を実施する場合は、備考欄に「一貫作業」か否かを記載すること。
「一貫作業」とは、伐採で使用した林業機械で伐採後に地ごしらえや苗木の運搬等を行うこと。

別紙14-1号

事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

区分	事業費(円)		負担区分(円)		備考
	総事業費	補助対象経費	補助金	その他	
事業費					
合 計					

(注) 本表の記載は、上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

(2) 事業費明細

事業内容	事業実施主体	施行箇所名	工種又は区分	構造規格 又は規模	事業量		事業費(円)		負担区分(円)		実施期間	
					A (箇所,路線)	B (ha,m)	総事業費	補助対象 経費	補助金	その他	着手(予定) 年月日	完了(予定) 年月日
計												

(注)1 本表の記載は、上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

2 事業種目により該当しない欄については、記載を要しない。

3 「工種又は区分」は、温暖化防止森林づくり推進事業補助金交付要綱別表により記載する。

別紙14-2号

収支予算

(1) 収入の部

区分	予算額(円)	備考
補助金		
その他の		
計		

(注) 本表の記載は、上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

(2) 支出の部

区分	予算額(円)	積算の基礎	備考
計			

(注) 1 積算基礎の欄には、予算額の算出根拠等(計算式等)を記載する。

2 本表の記載は、上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

別紙14-3号

理由書

事項	事業説明	当初計画	変更計画	事由

工 程 表

収支精算

(1) 収入の部

区分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備考
補助金				
その他の				
計				

(注) 本表の記載は、上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

(2) 支出の部

区分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備考
計				

(注) 1 備考欄には、予算額の算出根拠等(計算式等)を記載する。

2 本表の記載は、上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

(3) 補助金精算

区分	補助金交付決定額(円)	精算事業費総額(円)	補助率(%)	精算補助金額(円)	既受領補助金額(円)	差引補助金未受領額(円)	備考
計							

(注) 本表の記載は、上段から年間分、年度内施行分、繰越分の三段書きで区分する。

様式1－1

温暖化防止間伐推進（間伐等）事業内訳表

事業実施主体：

(ア) 事業計画

区分	実施地区名	林小班			樹種	林齡	面積 (ha)	伐採率 (%)	補助単価 (円)	総事業費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金 (円)	搬出量 (m3)	備考
		林班	小班群	小班										
小計														
合計														

(注1) 区分は保育間伐、搬出間伐、除伐（通常）又は除伐（つる繁茂）を記載し、それぞれの面積、事業費及び補助金の小計と、全体の合計を記載すること。

なお、複数の市町村で実施する場合は、市町村別的小計も記載すること。

(注2) 除伐（つる繁茂）は、備考に使用する薬剤名を記載すること。

(イ) 事業計画図

a 位置図

b 事業実施計画図（森林計画図等）

様式1－2

温暖化防止間伐推進（森林作業道等整備）事業内訳表

事業実施主体：

(ア) 事業計画

実施箇所名	区分	事業概要	幅員 m	延長 m	補助単価 円/m	総事業費 円	補助対象経費 円	補助金 円	備考
計									

- (注) 1 区分には作業道開設、作業道改良等とする。
 2 事業概要には開設、排水施設補修等を記載する。

(イ) 事業計画図

- a 位置図
- b 事業実施計画図（森林計画図等）

様式 1-3

チャレンジ！みやぎ 500万本造林事業内訳表

事業実施主体 :

(ア) 事業計画

区分	実施箇所名	林 小 班			樹種 (苗木の種類)	ha当たり 植栽本数	林齢	下刈 回数	面積(ha) 又は 延長(m)	補助単価 (円)	総事業費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金 (円)
		林班	小剣群	小班									
小 計													
合 計													

- (注) 1 区分は「造林未済地等の植栽」、「低コスト再造林の実践提案」、「食害対策防護柵」、「忌避剤」又は「下刈り」のいずれかを記載すること。
 2 樹種は樹種名を記載し、裸苗・花粉の少ない苗木、裸苗、コンテナ苗・花粉の少ない苗木又はコンテナ苗のいずれかを括弧内に記載すること。
 3 該当する林小班が無い場合は、隣接する林小班等を記載すること。

(イ) 事業計画図

- a 位置図
- b 事業実施計画図（森林計画図等）

様式1－4

ナラ林等保全対策（ナラ枯れ駆除）事業 内訳表

(ア) 事業計画

事業実施主体：

事業実施主体	駆除区分	作業種	傾斜度	林道までの距離	処理本数	処理材積	補助単価	事業費	補助金	備考
			度	m	本	m ³	円／m ³	円	円	
合 計										

※ 駆除区分欄、作業種欄の記載については、次頁の注釈を参照。

(ア) の注釈 1. 駆除区分欄には、該当する番号を記入する。

- ① 立木くん蒸
- ② 伐根くん蒸
- ③ 伐倒くん蒸
- ④ 破碎
- ⑤ 炭化
- ⑥ 焼却

2. 作業種欄には、該当する番号を記入する。

【立木くん蒸、伐根くん蒸】

- ① 移動時間 30 分以内 (傾斜度 30 度未満)
- ② " (傾斜度 30 度以上)
- ③ 移動時間 30 分以上 (傾斜度 30 度未満)
- ④ " (傾斜度 30 度以上)

【伐倒くん蒸・破碎・炭化・焼却】

- ⑤ 立木 1 種駆除 : 林道からの距離 100m 未満かつ傾斜度 30 度未満
- ⑥ 立木 2 種 (A) 駆除 : 林道からの距離 100m 未満かつ傾斜度 30 度以上または林道からの距離 100m 以上 300m 未満
- ⑦ 立木 2 種 (B) 駆除 : 林道からの距離 300m 以上
- ⑧ 立木 2 種特殊駆除 : 建物等に隣接するなど人畜に被害が及ぶ恐れのある作業が複雑困難な箇所

(イ) 添付書類

- a 位置図
- b 事業実施計画図（森林計画図等）
- c 作業種毎に事業費積算が分かる資料
- d その他知事が必要と認める書類

様式1－5

ナラ林等保全対策（ナラ林更新伐〔面積補助・材積補助〕・作業道整備）内訳表

事業実施主体：

(ア) 事業計画

区分	実施箇所名	林小班			面積 (ha) 又は 材積 (m³)	延長 (m)	ナラ混交率 (%)	伐採率 (%)	補助単価 (円)	事業費 (円)	補助金 (円)
		林班	小班群	小班							
小計											
合計											

(注) 1 区分は「更新伐（面積）」、「更新伐（材積）」又は「作業道整備」のいずれかを記載すること。

2 実施面積・材積については、林小班ごとに記載すること。ただし、一体として実施する場合は、合計値で記載することも可とする。

3 単価、事業費及び補助金について、箇所ごとに異なる場合は、箇所ごとに記載すること。

(イ) 事業計画図

- a 位置図
- b 事業実施計画図（森林計画図等）
- c ナラ林の混交率がわかる資料

様式1-6

ナラ林等保全対策（ツヤハダゴマダラカミキリ駆除）内訳表

事業実施主体：

(ア) 事業計画

区分	実施箇所名	林小班			樹種	処理本数 (本)	処理材積 (m ³)	事業費 (円)	補助金 (円)
		林班	小班群	小班					
伐倒駆除									
小計									
合計									

(注) 区分は「伐倒駆除」と記載すること。

(イ) 事業計画図

a 位置図

b 事業実施計画図（森林計画図等）

様式1－7

マツ林景観保全（松くい被害材搬出利用）事業 内訳表

事業実施主体：

(ア) 搬出等計画

実施箇所名	林小班			面積 (ha)	計画搬出 材積(m3)	計画破碎 材積(m3)	事業費 (円)	補助金 (円)	備考
	林班	小班群	小班						
	合 計								

(注) 1 該当する林小班が無い場合は、実施箇所の地番等を記載すること。

(イ) 利用計画

計画納入先	住 所	計画納入 材積(m3)	備 考

(注) 1 該当する林小班が無い場合は、実施箇所の地番等を記載すること。

(ウ) 事業計画図

a 位置図

b 事業実施計画図（森林計画図等）